

貸借借 (全期間貸借) 記入例

色のついているところを記入してください

農用地利用集積等促進計画 (借入及び貸付)

出し手の方が押印

捨印 出し手

受け手の方が押印

捨印 受け手

生年月日を記入

電話番号を記入

1. 各筆明細及び承諾書・同意書

市町名	高松市	農地機構に権利設定をする者(甲) (出し手)	郵便番号	760-0017	世帯員番号		フリガナ	タカマツ ジロウ	同意印	生年月日	電話番号
地域計画区域名	高松	農地中間管理機構(乙)	住所	高松市番町1丁目11番地			氏名又は名称及び代表者名	高松 二郎	印	S25. 1. 1	087-XXX-XXXX
整理番号			郵便番号	761-8078	世帯員番号		フリガナ	サ イ カガ ワケン ノウチコウ リジチョウ クワハ ヒシ	同意印	生年月日	電話番号
受付票コード		農地機構から権利の設定を受ける者(丙) (受け手)	住所	高松市仏生山町甲263番地1			氏名又は名称及び代表者名	公益財団法人香川県農地機構 理事長 桑 原 仁			087-816-3955
			郵便番号	760-0017	世帯員番号	9999XXX	フリガナ	ノウジ ケミアイホジシタカマツ タ イヒョウリシ カガリ ケン	同意印	生年月日	電話番号
			住所	高松市番町4丁目1番地3			氏名又は名称及び代表者名	農事組合法人高松 代表理事 香川 県	印	-	087-ZZZ-VVVV

利用権を設定する土地 (A)						(乙) 及び (丙) に 設定する 権 利 (B) 及び (C)						権利設定する土地の (甲) 以外の権原者 (D)				抵当権等	備考					
区域	所 在		地 番	現況地目	面積 (㎡)	利用権の種類	内 容 (目的)	始 期 (年月日)	終 期 (年月日)	存続期間 (年月)	10a当たり 借賃 (円)	借賃 (円)	(乙) に対する 借賃の 支払先 及び方法	(丙) に対する 借賃の 支払先 及び方法	住 所	氏 名	権原の種類	同意印				
	大 字	字																				
1	新高松町	旧高松	10000-1	田	1, 001	貸借権	水稻、露地野菜	令和7年4月1日	令和17年3月31日	10年	1, 000	1, 001	毎年12月末日までに高松二郎の指定口座に振込む	毎年12月10日までに機構の指定口座に振込む						○		
1	新高松町	旧高松	10000-2	田	1, 002	〃	水稻、露地野菜	〃	〃	〃	1, 000	1, 002									該当する農地について、共有名義の場合は、権利持ち分の過半の共有者(甲を除く)の住所と氏名を記入して押印または、権利持ち分の過半の同意書を添付	
1	新高松町	旧高松	10000-3	畑	1, 003	〃	露地野菜	〃	〃	〃	1, 000	1, 003									相続未登記農地の場合は、この欄への記入は不可 同意書を添付	
1	新高松町	旧高松	10000-4	畑	1, 004. 00の内503. 00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	1, 000	503	令和〇年12月から〇年間	令和〇年12月から〇年間								
1	新高松町	旧高松	10000-5	畑	1, 005. 00の内504. 00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	1, 000	504										
1	新高松町	旧高松	10000-6	畑	1, 006. 00の内505. 00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	1, 000	505										
1	新高松町	旧高松	10000-7	畑	1, 007. 00の内506. 00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	1, 000	506										
1	新高松町	旧高松	10000-8	畑	1, 008. 00の内507. 00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	1, 000	507										
計			8 筆		5, 531																	

一部面積のみ作付けの借入れの場合は内面積を記入

使用貸借権か賃借権のいずれかを入れる 無償の場合は使用貸借権 有償の場合は賃借権

原則は、10年以上

追加がある場合は空白の行に加筆

※口座登録のため、本書類に以下の書類を添付してください 出し手は、賃借料口座振込依頼書 様式2-13 受け手は、貯金口座振替依頼書 様式2-11 及び貯金口座振替払いに関する依頼書 様式2-12

よくお読みいただき、ご確認ください

承諾書 (出し手用) 甲は、以下の項目を承諾します。

- 関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
- 前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
- 農用地の相続登記、共有者、抵当権については、前項及びその他の書類の記載に間違いがありません。
- 前項の記載、共有名義人、未相続の同意書等に誤りがあり、丙または乙に不利益が生じた場合は、甲の責任により適切に対応します。
- 未相続・共有農地がある場合は、添付の同意書で持ち分の権利の合計が過半であることに間違いありません。
- 各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は丙と調整し、解決します。
- 抵当権等の担保物権が設定されている農地の競売等の申入れがあった際、遅滞なく乙に連絡し、誠意を持って乙と協議・対応します。
- 丙または乙が行う修繕もしくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、原状回復を求めません。

同意書 (受け手用) 丙は、以下の項目を同意します。

- 関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
- 前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
- 自ら農地の現況を確認しており、借受けに問題はありません。
- 正当な理由がある場合を除き、期間満了まで借受けし、適切に管理します。
- 各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は甲と調整し、解決します。
- 借受けする農地に抵当権等が設定されている場合には、そのことを承知の上で借り受けします。
- 耕作等に関する「農地法(第3条、第4条、第5条及び第42条)」、「農振法(第15条の2及び第15条の3)」、「種苗法」、「農業取締法(第24条)」について遵守しており、過去3年間に違反の事実はありません。

必要な添付書類は、市町駐在の農地集積専門員へ 農地機構のホームページから入手できます <https://kagawa-nk.jp>

物納は取扱いません

貸借を取り消す場合は、2重線でとり消す 出し手と受け手の意向が分かるよう両者の印を押す

賃貸借の場合は 口座登録が必要※

抵当権がある場合に○

QRコード

※ 区域欄は、1. 農業振興地域 2. 農業振興地域でなく、かつ市街化区域でない区域

承諾書 (出し手用) 甲は、以下の項目を承諾します。

- 関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
- 前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
- 農用地の相続登記、共有者、抵当権については、前項及びその他の書類の記載に間違いがありません。
- 前項の記載、共有名義人、未相続の同意書等に誤りがあり、丙または乙に不利益が生じた場合は、甲の責任により適切に対応します。
- 未相続・共有農地がある場合は、添付の同意書で持ち分の権利の合計が過半であることに間違いありません。
- 各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は丙と調整し、解決します。
- 抵当権等の担保物権が設定されている農地の競売等の申入れがあった際、遅滞なく乙に連絡し、誠意を持って乙と協議・対応します。
- 丙または乙が行う修繕もしくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、原状回復を求めません。

よくお読みいただき、ご確認ください

同意書 (受け手用) 丙は、以下の項目を同意します。

- 関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
- 前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
- 自ら農地の現況を確認しており、借受けに問題はありません。
- 正当な理由がある場合を除き、期間満了まで借受けし、適切に管理します。
- 各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は甲と調整し、解決します。
- 借受けする農地に抵当権等が設定されている場合には、そのことを承知の上で借り受けします。
- 耕作等に関する「農地法(第3条、第4条、第5条及び第42条)」、「農振法(第15条の2及び第15条の3)」、「種苗法」、「農業取締法(第24条)」について遵守しており、過去3年間に違反の事実はありません。

使用貸借（全期間貸借）
記入例

色のついているところを記入してください

農用地利用集積等促進計画（借入及び貸付）

出し手の方が押印

捨
印
出し手

印

捨
印
受け手

受け手の方が押印

生年月日を記入

電話番号を記入

1. 各筆明細及び承諾書・同意書

市町名		高松市		農地機構に権利 設定をする者(甲) (出し手)		郵便番号	760-0017		世帯員番号		フリガナ	タカマツ ジロウ		同意印	生年月日	電 話 番 号	
						住所	高松市番町1丁目11番地				氏名又は 名称及び 代表者名	高松 二郎		印	S25. 1. 1	087-XXX-XXXX	
地域計画 区域名		高松		農地中間管理機構(乙)		郵便番号	761-8078		世帯員番号		フリガナ	サ イ カク ワン ノ ウチ コウ リ ジ ュウ クワ ハ ヒ ト シ		同意印	生年月日	電 話 番 号	
						住所	高松市仏生山町甲263番地1				氏名又は 名称及び 代表者名	公益財団法人香川県農地機構 理事長 桑 原 仁				087-816-3955	
整理番号				農地機構から権利の 設定を受ける者(丙) (受け手)		郵便番号	760-0017		世帯員番号	9999XXX	フリガナ	ノウジ クミアイホクシンタカマツ タ イ ヒョウ リ ジ ュウ カガリ ケン		同意印	生年月日	電 話 番 号	
						住所	高松市番町4丁目1番地3				氏名又は 名称及び 代表者名	農事組合法人高松 代表理事 香川 県		印	-	087-ZZZ-VVVV	

利 用 権 を 設 定 す る 土 地 (A)						(乙) 及び (丙) に 設 定 す る 権 利 (B) 及 び (C)										権利設定する土地の(甲)以外の権原者 (D)					抵 当 権 等	備 考		
区 域	所 在		地 番	現況 地目	面 積 (㎡)	利用権 の種類	内 容 (目的)	始 期 (年月日)	終 期 (年月日)	存続 期間 (年月)	10a当たり 借賃(円)	借賃(円)	(乙)に対する 借賃の 支払先 及び方法	(丙)に対する 借賃の 支払先 及び方法	住 所	氏 名	権原 の種類	同意印						
	大 字	字																						
1	新高松町	旧高松	10000-1	田	1, 001	使用貸 借権	水稻、露地 野菜	令和7年4月 1日	令和17年3 月31日	10年	0	0										○		
1	新高松町	旧高松	10000-2	田	1, 002	〃	水稻、露地 野菜	〃	〃	〃	0	0											○	
1	新高松町	旧高松	10000-3	畑	1, 003	〃	露地野菜	〃	〃	〃	0	0												
1	新高松町	旧高松	10000-4	畑	1, 004. 00の 内503. 00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	0	0												
1	新高松町	旧高松	10000-5	畑	1, 005. 00の 内504. 00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	0	0												
1	新高松町	旧高松	10000-6	畑	1, 006. 00の 内505. 00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	0	0												
1	新高松町	旧高松	10000-7	畑	1, 007. 00の 内506. 00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	0	0												
1	新高松町	旧高松	10000-8	畑	1, 008. 00の 内507. 00	〃	露地野菜	〃	〃	〃	0	0												
計			8 筆		5, 531						0	0												

一部面積のみ作付けの
借入れの場合は内面積
を記入

使用貸借権か賃借権
のいずれかを入れる
無償の場合は使用貸借権
有償の場合は賃借権

原則は、10年以上

追加がある場合は空白の行に
加筆

※口座登録のため、本書類に以下の書類を添付してください
出し手は、賃借料口座振込依頼書 様式2-13
受け手は、貯金口座振替依頼書 様式2-11
及び貯金口座振替払いに関する依頼書 様式2-12

質貸借の場合は
口座登録が必要※

該当する農地について、共有
名義の場合は、権利持ち分の
過半の共有者(甲を除く)の住
所と氏名を記入して押印
または、権利持ち分の過半の
同意書を添付

相続未登記農地の場合は、こ
の欄への記入は不可
同意書を添付

必要な添付書類は、

市町駐在の農地集積専門員へ

農地機構のホームページから入手できます

<https://kagawa-nk.jp>

物納は取扱いません

貸借を取り消す場合は、2重線
でとり消す
出し手と受け手の意向が分か
るよう両者の印を押す

抵当権がある場合に○

よくお読み
いただき、
ご確認ください

同意書(受け手用) 丙は、以下の項目を同意します。
・関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
・前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
・自ら農地の現況を確認しており、借受けに問題はありません。
・正当な理由がある場合を除き、期間満了まで借受けし、適切に管理します。
・各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は甲と調整し、解決します。
・借受ける農地に抵当権等が設定されている場合には、そのことを承知の上で借り受けします。
・耕作等に関する「農地法(第3条、第4条、第5条及び第42条)」、「農振法(第15条の2及び第15条の3)」、「種苗法」、「農業取締法(第24条)」について遵守しており、過去3年間に違反の事実はありません。

承諾書(出し手用) 甲は、以下の項目を承諾します。
・関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
・前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
・農用地の相続登記、共有者、抵当権については、前項及びその他の書類の記載に間違いがありません。
・前項の記載、共有名義人、未相続の同意書等に誤りがあり、丙または乙に不利益が生じた場合は、甲の責任により適切に対応します。
・未相続・共有農地がある場合は、添付の同意書で持ち分の権利の合計が過半であることに間違いありません。
・各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は丙と調整し、解決します。
・抵当権等の担保物権が設定されている農地の競売等の申入れがあった際、遅滞なく乙に連絡し、誠意を持って乙と協議・対応します。
・丙または乙が行う修繕もしくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、原状回復を求めません。

※ 区域欄は、1. 農業振興地域 2. 農業振興地域でなく、かつ市街化区域でない区域

承諾書(出し手用) 甲は、以下の項目を承諾します。
・関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
・前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
・農用地の相続登記、共有者、抵当権については、前項及びその他の書類の記載に間違いがありません。
・前項の記載、共有名義人、未相続の同意書等に誤りがあり、丙または乙に不利益が生じた場合は、甲の責任により適切に対応します。
・未相続・共有農地がある場合は、添付の同意書で持ち分の権利の合計が過半であることに間違いありません。
・各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は丙と調整し、解決します。
・抵当権等の担保物権が設定されている農地の競売等の申入れがあった際、遅滞なく乙に連絡し、誠意を持って乙と協議・対応します。
・丙または乙が行う修繕もしくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、原状回復を求めません。

よくお読み
いただき、
ご確認ください

同意書(受け手用) 丙は、以下の項目を同意します。
・関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
・前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
・自ら農地の現況を確認しており、借受けに問題はありません。
・正当な理由がある場合を除き、期間満了まで借受けし、適切に管理します。
・各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は甲と調整し、解決します。
・借受ける農地に抵当権等が設定されている場合には、そのことを承知の上で借り受けします。
・耕作等に関する「農地法(第3条、第4条、第5条及び第42条)」、「農振法(第15条の2及び第15条の3)」、「種苗法」、「農業取締法(第24条)」について遵守しており、過去3年間に違反の事実はありません。

(様式2-1)

使用貸借で期間借地の記入

色のついているところを記入してください

農用地利用集積等促進計画(借入及び貸付)

出し手の方が押印

印

捨
印
出し手

印

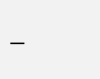
捨
印
受け手

受け手の方が押印

生年月日を記入

電話番号を記入

1. 各筆明細及び承諾書・同意書

市町名	高松市	農地機構に権利 設定をする者(甲) (出し手)	郵便番号	760-0017	世帯員番号		フリガナ	タカマツ ジロウ	同意印	生年月日	電 話 番 号
			住所	高松市番町1丁目11番地			氏名又は 名称及び 代表者名	高松 二郎		S25. 1. 1	087-XXX-XXXX
地域計画 区域名	高松	農地中間管理機構(乙)	郵便番号	761-8078	世帯員番号		フリガナ	サ イ カク ワケン ノウチキョウ リジチョウ クワハラ ヒトシ	同意印	生年月日	電 話 番 号
			住所	高松市仏生山町甲263番地1			氏名又は 名称及び 代表者名	公益財団法人香川県農地機構 理事長 桑 原 仁			087-816-3955
整理番号		農地機構から権利の 設定を受ける者(丙) (受け手)	郵便番号	760-0017	世帯員番号	9999XXX	フリガナ	ノウジクミアイホウジンタカマツ タイヒョウリシ カガリ ケン	同意印	生年月日	電 話 番 号
			住所	高松市番町4丁目1番地3			氏名又は 名称及び 代表者名	農事組合法人高松 代表理事 香川 県		-	087-ZZZ-VVVV

利用権を設定する土地 (A)						(乙) 及び (丙) に 設 定 す る 権 利 (B) 及び (C)								権利設定する土地の(甲)以外の権原者 (D)					抵当権等	備 考	
区域	所 在		地 番	現況地目	面 積 (㎡)	利用権の種類	内 容 (目的)	始 期 (年月日)	終 期 (年月日)	存続期間 (年月)	10a当たり借賃(円)	借賃(円)	(乙)に対する借賃の支払先及び方法	(丙)に対する借賃の支払先及び方法	住 所	氏 名	権原の種類	同意印			
	大 字	字																			
1	新高松町	旧高松	10000-1	田	1,001	使用貸借権	露地野菜（栽培期間11月～5月）	令和7年11月1日	令和17年5月31日	9年7ヶ月	0	0								○	
1	新高松町	旧高松	10000-2	田	1,002	〃	〃	〃	〃	〃	0	0									
1	新高松町	旧高松	10000-3	畑	1,003	〃	〃	〃	〃	〃	0	0									
1	新高松町	旧高松	10000-4	畑	1,004.00の内503.00	〃	〃	〃	〃	〃	0	0									
1	新高松町	旧高松	10000-5	畑	1,005.00の内504.00	〃	〃	〃	〃	〃	0	0									
1	新高松町	旧高松	10000-6	畑	1,006.00の内505.00	〃	〃	〃	〃	〃	0	0									
1	新高松町	旧高松	10000-7	畑	1,007.00の内506.00	〃	〃	〃	〃	〃	0	0									
1	新高松町	旧高松	10000-8	畑	1,008.00の内507.00	〃	〃	〃	〃	〃	0	0									
計			8 筆		5,531							0	0								

該当する農地について、共有名義の場合は、権利持ち分の過半の共有者（甲を除く）の住所と氏名を記入して押印または、権利持ち分の過半の同意書を添付

相続未登記農地の場合は、この欄への記入は不可
同意書を添付

抵当権がある場合に○

貸借を取り消す場合は、2重線でとり消す
出し手と受け手の意向が分かるよう両者の印を押す

物納は取扱いません

追加がある場合は空白の行に加筆

受け手と出し手間で調整した金額

原則は、10年以上

終期は、月末

始期は、1日

期間借地の場合
内容(目的)欄に栽培作物とカッコ書きで、期間借地の期間を記入

使用貸借権か賃借権のいずれかを入れる
無償の場合は使用貸借権
有償の場合は賃借権

一部面積のみ作付けの借入れの場合は内面積を記入

必要な添付書類は、
市町駐在の農地集積専門員へ
農地機構のホームページから入手できます
<https://kagawa-nk.jp>

※ 区域欄は、1. 農業振興地域 2. 農業振興地域でなく、かつ市街化区域でない区域

承 諾 書(出し手用) 甲は、以下の項目を承諾します。

- ・関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
- ・前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
- ・農用地の相続登記、共有者、抵当権については、前項及びその他の書類の記載に間違いがありません。
- ・前項の記載、共有名義人、未相続の同意書等に誤りがあり、丙または乙に不利益が生じた場合は、甲の責任により適切に対応します。
- ・未相続・共有農地がある場合は、添付の同意書で持ち分の権利の合計が過半数であることに間違いありません。
- ・各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は丙と調整し、解決します。
- ・抵当権等の担保物権が設定されている農地の競売等の申入れがあった際、遅滞なく乙に連絡し、誠意を持って乙と協議・対応します。
- ・丙または乙が行う修繕もしくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、原状回復を求めません。

よくお読み
いただき、
ご確認ください

同 意 書(受け手用) 丙は、以下の項目を同意します。

- ・関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
- ・前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
- ・自ら農地の現況を確認しており、借受けに問題はありません。
- ・正当な理由がある場合を除き、期間満了まで借受けし、適切に管理します。
- ・各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は甲と調整し、解決します。
- ・借受ける農地に抵当権等が設定されている場合には、そのことを承知の上で借り受けします。
- ・耕作等に関する「農地法(第3条、第4条、第5条及び第42条)」、「農振法(第15条の2及び第15条の3)」、「種苗法」、「農業取締法(第24条)」について遵守しており、過去3年間に違反の事実はありません。

賃貸借で期間
借地の記入例

色のついているところを記入してください

農用地利用集積等促進計画(借入及び貸付)

出し手の方が押印

印

捨
印
出し手

印

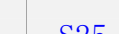
捨
印
受け手

受け手の方が押印

生年月日を記入

電話番号を記入

1. 各筆明細及び承諾書・同意書

市町名	高松市	農地機構に権利 設定をする者(甲) (出し手)	郵便番号	760-0017	世帯員番号		フリガナ	タカマツ ジロウ	同意印	生年月日	電 話 番 号
			住所	高松市番町1丁目11番地			氏名又は 名称及び 代表者名	高松 二郎		S25. 1. 1	087-XXX-XXXX
地域計画 区域名	高松	農地中間管理機構(乙)	郵便番号	761-8078	世帯員番号		フリガナ	サカイカワケンノウチキョウ リジチョウ クワハラ ヒトシ	同意印	生年月日	電 話 番 号
			住所	高松市仏生山町甲263番地1			氏名又は 名称及び 代表者名	公益財団法人香川県農地機構 理事長 桑 原 仁			087-816-3955
整理番号		農地機構から権利の 設定を受ける者(丙) (受け手)	郵便番号	760-0017	世帯員番号	9999XXX	フリガナ	ノジクミアイホウジンタカマツ タイヒョウリシ カガリ ケン	同意印	生年月日	電 話 番 号
			住所	高松市番町4丁目1番地3			氏名又は 名称及び 代表者名	農事組合法人高松 代表理事 香川 県		-	087-ZZZ-VVVV

利 用 権 を 設 定 す る 土 地 (A)													(乙) 及び (丙) に 設 定 す る 権 利 (B) 及び (C)				権利設定する土地の(甲)以外の権原者 (D)				抵 当 権 等	備 考
区 域	所 在		地 番	現況 地目	面 積 (㎡)	利用権 の種類	内 容 (目的)	始 期 (年月日)	終 期 (年月日)	存続 期間 (年月)	10aあたり 借賃(円)	借賃(円)	(乙)に対する 借賃の 支払先 及び方法	(丙)に対する 借賃の 支払先 及び方法	住 所	氏 名	権原 の種類	同意印				
	大 字	字																				
1	新高松町	旧高松	10000-1	田	1,001	賃借権	露地野菜(栽培期間11月～5月)	令和7年11月1日	令和17年5月31日	9年7ヶ月	1,000	1,001	毎年12月末日までに高松二郎の指定口座に振込む	毎年12月10日までに機構の指定口座に振込む	該当する農地について、共有名義の場合は、権利持ち分の過半の共有者(甲を除く)の住所と氏名を記入して押印または、権利持ち分の過半の同意書を添付 相続未登記農地の場合は、この欄への記入は不可同意書を添付					○		
1	新高松町	旧高松	10000-2	田	1,002	〃	露地野菜(栽培期間11月～5月)	〃	〃	〃	1,000	1,002										
1	新高松町	旧高松	10000-3	畑	1,003	〃	露地野菜(栽培期間11月～5月)	〃	〃	〃	1,000	1,003	賃貸借の場合は 口座登録が必要※	抵当権がある場合に○								
1	新高松町	旧高松	10000-4	畑	1,004.00の内503.00	〃	露地野菜(栽培期間11月～5月)	〃	〃	〃	1,000	503	令和〇年12月から〇年間								令和〇年12月から〇年間	
1	新高松町	旧高松	10000-5	畑	1,005.00の内504.00	〃	露地野菜(栽培期間11月～5月)	〃	〃	〃	1,000	504	貸借を取り消す場合は、2重線でとり消す 出し手と受け手の意向が分かるよう両者の印を押す									
1	新高松町	旧高松	10000-6	畑	1,006.00の内505.00	〃	露地野菜(栽培期間11月～5月)	〃	〃	〃	1,000	505										
1	新高松町	旧高松	10000-7	畑	1,007.00の内506.00	〃	露地野菜(栽培期間11月～5月)	〃	〃	〃	1,000	506	物納は取扱いません									
1	新高松町	旧高松	10000-8	畑	1,008.00の内507.00	〃	露地野菜(栽培期間11月～5月)	〃	〃	〃	1,000	507										
計			8 筆		5,531			始期は、1日					追加がある場合は空白の行に加筆									
								原則は、10年以上					※口座登録のため、本書類に以下の書類を添付してください 出し手は、賃借料口座振込依頼書 様式2-13 受け手は、貯金口座振替依頼書 様式2-11 及び貯金口座振替払いに関する依頼書 様式2-12									

※ 区域欄は、1. 農業振興地域 2. 農業振興地域でなく、かつ市街化区域でない区域

承 諾 書(出し手用) 甲は、以下の項目を承諾します。

- ・関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
- ・前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
- ・農用地の相続登記、共有者、抵当権については、前項及びその他の書類の記載に間違いがありません。
- ・前項の記載、共有名義人、未相続の同意書等に誤りがあり、丙または乙に不利益が生じた場合は、甲の責任により適切に対応します。
- ・未相続・共有農地がある場合は、添付の同意書で持ち分の権利の合計が過半であることに間違いありません。
- ・各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は丙と調整し、解決します。
- ・抵当権等の担保物権が設定されている農地の競売等の申入れがあった際、遅滞なく乙に連絡し、誠意を持って乙と協議・対応します。
- ・丙または乙が行う修繕もしくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、原状回復を求めません。

よくお読み
いただき、
ご確認ください

同 意 書(受け手用) 丙は、以下の項目を同意します。

- ・関係する機関、団体、個人への個人情報提供に問題はありません。
- ・前項貸借で申請に誤りがあった場合、農地台帳等の公文書に基づく修正がなされても問題ありません。
- ・自ら農地の現況を確認しており、借受けに問題はありません。
- ・正当な理由がある場合を除き、期間満了まで借受けし、適切に管理します。
- ・各筆明細の共通事項の記載事項を遵守するとともに、乙を介さずに解決できる問題等は甲と調整し、解決します。
- ・借受ける農地に抵当権等が設定されている場合には、そのことを承知の上で借り受けします。
- ・耕作等に関する「農地法(第3条、第4条、第5条及び第42条)」、「農振法(第15条の2及び第15条の3)」、「種苗法」、「農業取締法(第24条)」について遵守しており、過去3年間に違反の事実はありません。